

令和6年度  
定期監査結果について

(令和6年11月～令和7年9月実施)

令和8年3月

山形県監査委員事務局

# 目 次

|    |                   |    |
|----|-------------------|----|
| 第1 | 監査の概要             |    |
| 1  | 監査の種類             | 1  |
| 2  | 監査の範囲及び目的         | 1  |
| 3  | 監査の実施方法           | 1  |
| 4  | 監査の着眼点及び重点監査項目    | 1  |
| 5  | 対象機関の数            | 2  |
| 6  | 監査実施期間            | 3  |
| 7  | 監査の執行者            | 3  |
| 第2 | 監査結果の概要           |    |
| 1  | 監査結果の処理           | 3  |
| 2  | 指摘・注意事項の件数        | 3  |
| 3  | 指摘・注意事項の内容並びに発生要因 | 5  |
| 4  | 部局別状況             | 8  |
| 5  | 重点監査項目の監査結果       | 9  |
| 6  | 財務事務の適正執行に向けて     | 9  |
| 第3 | 部局別監査結果           |    |
| 1  | 総務部               | 10 |
| 2  | みらい企画創造部          | 11 |
| 3  | 防災くらし安心部          | 12 |
| 4  | 環境エネルギー部          | 13 |
| 5  | しあわせ子育て応援部        | 14 |
| 6  | 健康福祉部             | 16 |
| 7  | 産業労働部             | 17 |
| 8  | 観光文化スポーツ部         | 18 |
| 9  | 農林水産部             | 19 |
| 10 | 県土整備部             | 21 |
| 11 | 会計局               | 23 |
| 12 | 村山総合支庁            | 23 |
| 13 | 最上総合支庁            | 25 |
| 14 | 置賜総合支庁            | 27 |
| 15 | 庄内総合支庁            | 29 |
| 16 | 東京事務所             | 31 |
| 17 | 企業局               | 31 |
| 18 | 病院事業局             | 32 |
| 19 | 県議会               | 34 |
| 20 | 教育委員会             | 34 |
| 21 | 警察本部              | 40 |
| 22 | その他委員会等           | 41 |

## 第1 監査の概要

山形県監査委員監査基準（令和2年3月山形県監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）のほか、定期監査実施要綱（平成10年4月施行）及び行政監査実施要綱（平成11年4月施行）に基づき、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（行政監査は定期監査の中で財務監査と一体的に実施）

### 2 監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

### 3 監査の実施方法

定期監査は、定期監査実施要綱第5に基づき事務局職員による予備監査を行い、その後、同要綱第4に基づき監査委員による本監査を行った。

#### （1）予備監査

事務局職員が監査対象機関（以下「対象機関」という。）に出向き、監査調書を基に対象機関の職員から説明を聴取するとともに、関係書類や帳簿を検査し、必要に応じて資料の提出を求めて検分する方法により行った。

#### （2）本監査

監査委員が対象機関に出向き、監査調書の内容や事務事業の実態を調査し、併せて対象機関の所属長等から説明を聴取する方法（実地監査）により行った。ただし、監査実施計画において書面監査により実施することとしている対象機関の本監査は、監査調書等を基に書面監査を行った。

また、実地監査にあたっては、監査の効率的な実施及び対象機関の負担軽減を図るため、一部対象機関においてデジタル技術を活用したオンラインサービス（web監査）により実施した。

### 4 監査の着眼点及び重点監査項目

監査の実施に当たっては、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて確認を行うとともに、「財務事務の進捗の管理について」を重点監査項目に位置づけ、各対象機関から聴取を行った。

## 5 対象機関の数

表1 (部局別の対象機関数及び実施機関数)

(単位：機関)

| 部 局        | 対象機関数 | 実施機関数 | 左の内訳 |      |
|------------|-------|-------|------|------|
|            |       |       | 実地監査 | 書面監査 |
| 総務部        | 10    | 10    | 9    | 1    |
| みらい企画創造部   | 7     | 7     | 7    | -    |
| 防災くらし安心部   | 7     | 7     | 5    | 2    |
| 環境エネルギー部   | 6     | 6     | 6    | -    |
| しあわせ子育て応援部 | 8     | 8     | 8    | -    |
| 健康福祉部      | 14    | 14    | 11   | 3    |
| 産業労働部      | 15    | 15    | 12   | 3    |
| 観光文化スポーツ部  | 5     | 5     | 5    | -    |
| 農林水産部      | 23    | 23    | 18   | 5    |
| 県土整備部      | 14    | 14    | 12   | 2    |
| 会計局        | 1     | 1     | 1    | -    |
| 村山総合支庁     | 4     | 4     | 4    | -    |
| 最上総合支庁     | 4     | 4     | 4    | -    |
| 置賜総合支庁     | 4     | 4     | 4    | -    |
| 庄内総合支庁     | 4     | 4     | 4    | -    |
| 東京事務所      | 1     | 1     | 1    | -    |
| 企業局        | 6     | 6     | 1    | 5    |
| 病院事業局      | 5     | 5     | 5    | -    |
| 県議会        | 1     | 1     | 1    | -    |
| 教育委員会      | 74    | 74    | 46   | 28   |
| 警察本部       | 15    | 15    | 10   | 5    |
| その他委員会等    | 3     | 3     | 3    | -    |
| 合 計        | 231   | 231   | 177  | 54   |

(注1) 組織改編による異動があった機関は、組織改編後の部局で整理している。

(注2) 防災くらし安心部は、消費生活・地域安全課に消費生活センターを含めている。

(注3) しあわせ子育て応援部は、福祉相談センターに中央児童相談所、女性相談支援センター及び女性自立サポートハウス並びに健康福祉部の身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を含めている。

(注4) 総合支庁は、部を1対象機関としている。

(注5) 会計局は、2課で1対象機関としている。

(注6) 企業局は、本局の3課で1対象機関としている。

(注7) 県議会は、2課1室で1対象機関としている。

(注8) 警察本部は、本部の各部及び警察学校で1対象機関としている。

(注9) その他委員会等とは、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局である。

## 6 監査実施期間

令和6年11月13日から令和7年9月2日まで

## 7 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

|      |       |               |
|------|-------|---------------|
| 監査委員 | 奥山誠治  | (令和7年3月19日まで) |
| 同    | 高橋啓介  | (令和7年3月19日まで) |
| 同    | 加賀正和  | (令和7年3月20日から) |
| 同    | 小松伸也  | (令和7年3月20日から) |
| 同    | 松田義彦  | (令和7年3月31日まで) |
| 同    | 柴田優   | (令和7年4月1日から)  |
| 同    | 海老名信乃 |               |

## 第2 監査結果の概要

### 1 監査結果の処理

監査の結果については、定期監査実施要綱第9に基づき、対象機関の長に対し監査結果所見書を交付し、この中で、是正又は改善を要すると認められるものについては、次の区分により指摘事項又は注意事項とした。

なお、指摘事項に係る処理状況又は改善方針については、文書で回答を求めた。

#### (1) 指摘事項

- ア 法令等に違反し重大と認められるもの
- イ 著しく妥当性を欠くと認められるもの
- ウ 予算目的に反する行為をしたもの
- エ 経済性、効率性、有効性等の観点から、明らかに改善を要すると認められるもの
- オ 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの
- カ その他指摘することが適当と認められるもの

#### (2) 注意事項

- ア 指摘事項には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があると認められるもの
- イ その他注意することが適当と認められるもの

### 2 指摘・注意事項の件数

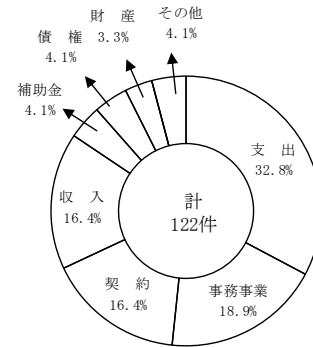
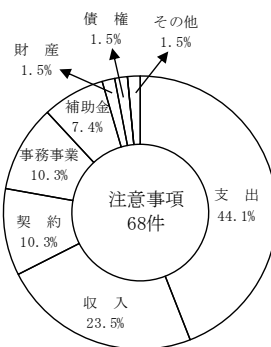
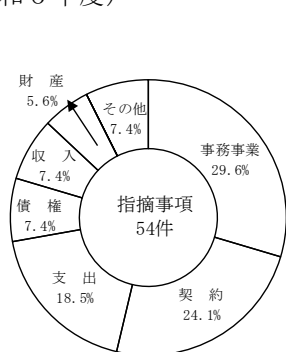
定期監査の結果、指摘事項又は注意事項として是正又は改善を要すると認められたものは122件であり、前年度の95件から27件増加した。事務の区分では、「支出事務」が40件で最も多く、次いで「事務事業の執行管理」が23件であった。

表2 (定期監査における指摘・注意事項)

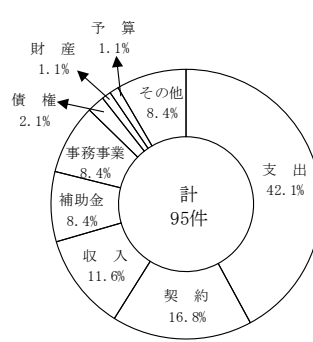
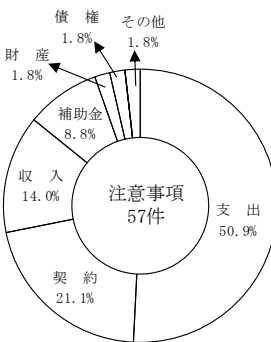
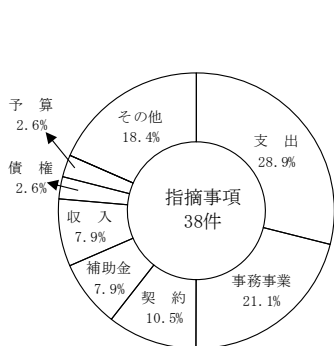
(単位：件)

| 区 分                        | 令和6年度 |    |     | 令和5年度 |    |    | 増減  |     |     |
|----------------------------|-------|----|-----|-------|----|----|-----|-----|-----|
|                            | 指摘    | 注意 | 計   | 指摘    | 注意 | 計  | 指摘  | 注意  | 計   |
| 支 出 事 務                    | 10    | 30 | 40  | 11    | 29 | 40 | △ 1 | 1   | 0   |
| 事務事業の執行管理                  | 16    | 7  | 23  | 8     | -  | 8  | 8   | 7   | 15  |
| 契 約 事 務                    | 13    | 7  | 20  | 4     | 12 | 16 | 9   | △ 5 | 4   |
| 収 入 事 務                    | 4     | 16 | 20  | 3     | 8  | 11 | 1   | 8   | 9   |
| 債 権 管 理 事 務                | 4     | 1  | 5   | 1     | 1  | 2  | 3   | 0   | 3   |
| 補助金等交付事務                   | -     | 5  | 5   | 3     | 5  | 8  | △ 3 | 0   | △ 3 |
| 財 産 管 理                    | 3     | 1  | 4   | -     | 1  | 1  | 3   | 0   | 3   |
| 予 算 執 行 等                  | -     | -  | -   | 1     | -  | 1  | △ 1 | 0   | △ 1 |
| その他(前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの) | 4     | 1  | 5   | 7     | 1  | 8  | △ 3 | 0   | △ 3 |
| 計                          | 54    | 68 | 122 | 38    | 57 | 95 | 16  | 11  | 27  |

(令和6年度)



(令和5年度)



### 3 指摘・注意事項の内容並びに発生要因

#### (1) 指摘・注意事項の内容

##### ア 支出事務 (40件)

| 内 容  | 指摘 | 注意 | 合計 |
|--|----|----|----|
| (ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、契約書等に定める期限内に支払をしていないもの           | 2  | 16 | 18 |
| (イ) 旅費の支給が遅延していたものが相当数あるもの                             | 1  | 5  | 6  |
| (ウ) 諸手当や赴任旅費の算定を誤ったものなど、報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費の支給が適切でないもの | 1  | 4  | 5  |
| (エ) 請求書の催促等適切な事務を行わず、未請求を理由に検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの   | 3  | 1  | 4  |
| (オ) その他 (支払先を誤って支出したもの、支出の必要性がないものに支出したもの など)          | 3  | 4  | 7  |
| 計  | 10 | 30 | 40 |

##### イ 事務事業の執行管理 (23件)

| 内 容  | 指摘 | 注意 | 合計 |
|--|----|----|----|
| (ア) 財務会計事務の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が機能していないもの       | 8  | -  | 8  |
| (イ) メールの誤送信など個人情報の保護に関する法律に準拠して適正に処理されていないもの | 1  | 5  | 6  |
| (ウ) その他 (システム障害により財務事務の不備が生じたもの など)          | 7  | 2  | 9  |
| 計  | 16 | 7  | 23 |

##### ウ 契約事務 (20件)

| 内 容   | 指摘 | 注意 | 合計 |
|---|----|----|----|
| (ア) 入札後に落札の決定を取り消し又は入札を取り止めしたもの                                       | 5  | 2  | 7  |
| (イ) 契約保証金を徴すべきところ徴していないものや、保証期間の変更手続が行われていないものなど、契約保証金徴収等の事務が不適切だったもの | 2  | 1  | 3  |
| (ウ) 議会の議決を要するにもかかわらず議会の議決を経ないもの                                       | 2  | -  | 2  |
| (エ) その他 (債務の履行確認が適切でないもの、予定価格を超えた金額で業者を決定し契約を行ったもの など)                | 4  | 4  | 8  |
| 計   | 13 | 7  | 20 |

エ 収入事務（20件）

| 内 容   | 指摘 | 注意 | 合計 |
|---|----|----|----|
| (ア) 調定額を誤って調定を行ったものや、調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延したものなど、収入の調定が適切でないもの | 2  | 13 | 15 |
| (イ) 納入通知の発行が遅延したものなど、収入事務が適切でないもの                               | 2  | 3  | 5  |
| 計   | 4  | 16 | 20 |

オ 債権管理事務（5件）

| 内 容  | 指摘 | 注意 | 合計 |
|--|----|----|----|
| (ア) 催告などの債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもの                          | 3  | -  | 3  |
| (イ) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないなど、不納欠損処分が適切でないもの | 1  | 1  | 2  |
| 計  | 4  | 1  | 5  |

カ 補助金等交付事務（5件）

| 内 容  | 指摘 | 注意 | 合計 |
|--|----|----|----|
| (ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上になったものなど、補助金等の交付事務が遅延したもの       | -  | 3  | 3  |
| (イ) 交付額や事業に要する経費に大幅な減額があったにもかかわらず、要綱等に定める変更承認等の手続を行っていないもの | -  | 2  | 2  |
| 計  | -  | 5  | 5  |

キ 財産管理予算執行等（4件）

| 内 容  | 指摘 | 注意 | 合計 |
|--|----|----|----|
| (ア) 所定の手続きを経ずに不用決定や貸付等を行っているものなど、物品の管理が適切でないもの   | 2  | -  | 2  |
| (イ) 行政財産目的外使用許可等を行わず財産を使用させているものなど、財産の管理が適切でないもの | 1  | 1  | 2  |
| 計  | 3  | 1  | 4  |

ク その他（前回の指摘事項等の改善が適切でないもの※）（5件）

| 内 容                    | 指摘 | 注意 | 合計 |
|------------------------|----|----|----|
| (ア) 諸手当、旅費等の支給が適切でないもの | 2  | -  | 2  |
| (イ) 支払期限内に支払いをしていないもの  | 1  | -  | 1  |
| (ウ) 契約書の記載内容に不備があるもの   | 1  | -  | 1  |
| (エ) 支出額を誤ったもの          | -  | 1  | 1  |
| 計                      | 4  | 1  | 5  |

※前回監査（令和5年度対象）において指摘等がなされた事項について、令和6年度も同様の不適正な事務処理を行っていたもの

(2) 発生要因

不適正な事務処理の発生要因について対象機関から聴き取り等を行ったところ、

- ア 担当職員において関係規程等に対する理解が不十分なまま、誤った判断の下に事務処理を行ってしまったこと
  - イ 決裁過程における業務管理者等による組織的なチェックや処理期限の共有など進捗管理が徹底されていなかったこと
- などが挙げられた。

主な事例は次のとおりである。

ア 関係規程等に対する理解が不十分なまま事務処理が行われていたもの

- ・ 期末・勤勉手当等の各種手当の手続に関する理解が不十分だったことにより、手当の支給額や支給時期を誤り、追給や返納を要したもの
- ・ 契約保証金の徴収免除規定に関する理解が不十分だったことにより、契約保証金を徴すべきところ、免除できるものと判断し徴していないもの
- ・ 使用料について年度所属区分や会計区分、調定日等を規程等を誤認して調定しているもの

など

イ 組織的なチェックや進捗管理が徹底されていなかったもの

- ・ 人事異動時の業務の引継等が不十分であったため、転入者の失念等により収入や支出等の手続が遅延したもの
- ・ 休暇取得等の不在職員や新規採用職員等の事務に不慣れな職員、または業務繁忙により手が回らない職員等が担当する事務について、組織で進捗状況が共有されていなかったため、収入や支出等の手続が遅延したもの
- ・ 決裁過程における決裁権者ほか各査閲者の確認が不十分だったことにより、支出額誤りや使用料の算定誤り等が生じたもの
- ・ 入札事務に関して、入札関係資料の組織的な確認が徹底されていなかったため、落札決定を取り消したり、入札開始後に入札を取り止めたもの
- ・ ダブルチェックを行わない等といった所属の確認体制不足により、メールをBCCで送付すべきところCCで送付してしまったもの

など

#### 4 部局別状況

指摘・注意事項の件数を部局別にみると、教育委員会が27件(22.1%)で最も多く、次いで産業労働部が11件(9.0%)、村山総合支庁が10件(8.2%)となっている。

1 機関あたりの件数を令和5年度と比較すると、13部局等で増加、3部局等で減少している。

表3 (指摘事項及び注意事項の部局別状況)

(単位：件)

| 部 局        | 令和6年度 |        |             | 令和5年度 |        |             | 増減    |        |             |
|------------|-------|--------|-------------|-------|--------|-------------|-------|--------|-------------|
|            | 対象機関数 | 指摘注意件数 | 1対象機関あたりの件数 | 対象機関数 | 指摘注意件数 | 1対象機関あたりの件数 | 対象機関数 | 指摘注意件数 | 1対象機関あたりの件数 |
| 総務部        | 10    | 8      | 0.8         | 10    | 7      | 0.7         | 0     | 1      | 0.1         |
| みらい企画創造部   | 7     | 4      | 0.6         | 7     | -      | 0.0         | 0     | 4      | 0.6         |
| 防災くらし安心部   | 7     | 4      | 0.6         | 7     | 3      | 0.4         | 0     | 1      | 0.2         |
| 環境エネルギー部   | 6     | 2      | 0.3         | 6     | 3      | 0.5         | 0     | △1     | △0.2        |
| しあわせ子育て応援部 | 8     | 4      | 0.5         | 8     | 1      | 0.1         | 0     | 3      | 0.4         |
| 健康福祉部      | 14    | 6      | 0.4         | 14    | 2      | 0.1         | 0     | 4      | 0.3         |
| 産業労働部      | 15    | 11     | 0.7         | 15    | 6      | 0.4         | 0     | 5      | 0.3         |
| 観光文化スポーツ部  | 5     | 1      | 0.2         | 4     | 1      | 0.3         | 1     | 0      | △0.1        |
| 農林水産部      | 23    | 4      | 0.2         | 21    | 6      | 0.3         | 2     | △2     | △0.1        |
| 県土整備部      | 14    | 6      | 0.4         | 14    | 4      | 0.3         | 0     | 2      | 0.1         |
| 会計局        | 1     | 1      | 1.0         | 1     | -      | 0.0         | 0     | 1      | 1.0         |
| 村山総合支庁     | 4     | 10     | 2.5         | 4     | 6      | 1.5         | 0     | 4      | 1.0         |
| 最上総合支庁     | 4     | 4      | 1.0         | 4     | 3      | 0.8         | 0     | 1      | 0.2         |
| 置賜総合支庁     | 4     | 6      | 1.5         | 4     | 3      | 0.8         | 0     | 3      | 0.7         |
| 庄内総合支庁     | 4     | 8      | 2.0         | 4     | 8      | 2.0         | 0     | 0      | 0           |
| 東京事務所      | 1     | -      | 0.0         | 1     | -      | 0.0         | 0     | 0      | 0           |
| 企業局        | 6     | 3      | 0.5         | 6     | 2      | 0.3         | 0     | 1      | 0.2         |
| 病院事業局      | 5     | 9      | 1.8         | 5     | 7      | 1.4         | 0     | 2      | 0.4         |
| 県議会        | 1     | -      | 0.0         | 1     | -      | 0.0         | 0     | 0      | 0           |
| 教育委員会      | 74    | 27     | 0.4         | 74    | 29     | 0.4         | 0     | △2     | 0           |
| 警察本部       | 15    | 4      | 0.3         | 15    | 4      | 0.3         | 0     | 0      | 0           |
| その他委員会等    | 3     | -      | 0.0         | 3     | -      | 0.0         | 0     | 0      | 0           |
| 合 計        | 231   | 122    | 0.5         | 228   | 95     | 0.4         | 3     | 27     | 0.1         |

(注) 1 対象機関あたりの件数は小数点第2位を四捨五入している。

## 5 重点監査項目の監査結果

重点監査項目として設定した「財務事務の進捗の管理について」に関し、所属長の適切なマネジメントの下での進捗管理の状況などについて、「内部統制の整備・運用状況」の確認と併せて聴取を行った。

その結果、おおむね、内部統制のリスク対応策実施状況評価シートや所属独自の進捗管理一覧表を活用するなどして、より適正な事務が行われるよう取り組んでいる状況が確認された。

## 6 財務事務の適正執行に向けて

令和6年度の定期監査では、指摘等の件数が前年度から27件増加の122件となり、1機関あたりの件数も13部局等で増加する結果となった

こうした状況を踏まえ、財務事務の適正執行に向けて、次のような取組が求められる。

### (1) 所属長による適切なマネジメント

所属長の適切なマネジメントの下、職員同士のコミュニケーションを活性化させて風通しの良い職場風土を醸成し、進捗状況の共有や、協力体制の強化などに取り組まなければならない。

### (2) 内部統制の実効性の向上

令和2年度から知事部局において内部統制が本格施行され、他の任命権者においても同様の取組が行われる中、制度の定着が進んできている。一方で、内部統制実施結果報告書に記載のない不適正な事務処理が増加しており、改めて制度の浸透を図る必要がある。

多くの機関では、不適正な事務処理の再発防止策として「チェックリストの作成、見直し」や「ダブルチェックの徹底」を挙げているが、これらの対策を形骸化させることなく、有効に機能させていくことが重要である。

### (3) 職員の資質向上等

行政事務のデジタルツールの導入と活用においては、電子メールの誤送信等の不適正な事務処理も散見されることから、その内容の重要度を適切に判断しながら個人情報保護等に留意する必要がある。

また、職員の安全管理については、全庁において、業務マニュアルに関して、法規の規定を踏まえた内容に適切に見直し、全職員へ周知・徹底することが求められている。

財務事務においても、全所属において業務遂行にあたってのマニュアル等の整備状況を点検し、内容を確認するなど、職員への十分な周知・徹底を図ることにより、職員全体の一層の資質向上に取り組まなければならない。

### 第3 部局別監査結果

#### 1 総務部（監査対象 10機関）

| 対象機関         | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|--------------|------|-----------|--------|-------|
| 秘書課          | 実地   | 令和7年8月1日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 広報広聴推進課      | 実地   | 令和7年8月1日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 人事課          | 実地   | 令和7年8月1日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 職員育成センター     | 書面   | 令和7年3月14日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 行政経営企画課      | 実地   | 令和7年8月22日 | 柴田委員   | —     |
| 総務厚生課        | 実地   | 令和7年9月2日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 財政課          | 実地   | 令和7年8月22日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
|              |      |           | 小松委員   | 海老名委員 |
| 高等教育政策・学事文書課 | 実地   | 令和7年8月22日 | 柴田委員   | —     |
| 管財課          | 実地   | 令和7年8月22日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 税政課          | 実地   | 令和7年8月22日 | 加賀委員   | 柴田委員  |

#### <指摘事項>

##### ア 収入

(ア) 収入事務が適切でないもの

(内容)

会計局に通知した収入見込額に誤りがあったもので、会計局において策定する資金計画に重大な影響を与えたもの

#### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

会計局に通知する収入見込額や入金日等は、複数人で確認するとともに、その内容に変更があった場合には、会計局に随時通知することとする。

また、会計局との間で収入見込額や入金日等の認識に齟齬が生じないように、通知にあたっては、メールや口頭ではなく、財務会計システムへの入力によることとする。

##### イ 契約

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの

山形県歴史公文書デジタルアーカイブ業務委託

#### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入札手続き前に入札手続きに関する研修動画（会計課作成）を必ず視聴することとした。

また、当課で用いる個別の入札手順書を見直すとともに、予定価格書の表記をわかりやすくし課内で共有を図った。

##### ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支払期限内に支払をしていないもの

ばい煙量等測定業務委託

請求書受理日 令和7年3月28日  
 支払期限 令和7年4月11日  
 支払日 令和7年4月25日  
 支出額 583,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

請書を徴するものの支払い期限を、契約書を交わす場合と同じ30日以内に改め、支払日にばらつきがないようにする。

<注意事項>

ア 収入

- (ア) 調定額を誤った1万円以上のもの
- (イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの
- (ウ) 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支出

- (ア) 支払期限内に支払をしていないもの

2 みらい企画創造部 (監査対象 7機関)

| 対象機関          | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |      |
|---------------|------|-----------|--------|------|
| 企画調整課         | 実地   | 令和7年7月25日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 市町村課          | 実地   | 令和7年7月25日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 移住定住・地域活力拡大課  | 実地   | 令和7年7月25日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 多文化共生・国際交流推進課 | 実地   | 令和7年8月1日  | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 総合交通政策課       | 実地   | 令和7年8月1日  | 加賀委員   | 柴田委員 |
| D X推進課        | 実地   | 令和7年8月29日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 統計企画課         | 実地   | 令和7年8月1日  | 加賀委員   | 柴田委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業

- (ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

県メールサーバ設定作業において個人情報が出たもの

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今までは作業が完了次第、委託事業者からの報告をもって完了を確認していたが、同様の作業の際は報告を受けるだけでなく、作業の途中段階で県としてチェックリストでの確認を行うことでチェック体制の強化を図る。

- (イ) システム障害により財務事務の不備が生じたもの

(内容)

大規模システム統合基盤移行に伴う財務会計システム障害により、執行機関における旅費の支給遅延等の財務事務の不備が生じたもの

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今後のシステム移行作業は、通信方式の検証を含め十分な負荷テストを行ったうえ

で実施していく。

## イ 支出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの

報償費（さくらんぼ贈答に係る経費の支出）

配送確認日 令和6年6月29日

請求書受理日 令和6年11月26日

支払日 令和6年12月10日

支出額 17,475円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

担当内で実施する随時の業務打合せ等において、支出事務についても相互確認を行うなど、チェック体制を整え、支払遅延の防止を図っている。

<注意事項>

## ア 支出

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

### 3 防災くらし安心部（監査対象 7機関）

| 対象機関       | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|------------|------|------------|--------|-------|
| 防災危機管理課    | 実地   | 令和7年7月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 消防救急課      | 実地   | 令和7年7月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 消防学校       | 実地   | 令和6年11月14日 | 奥山委員   | 松田委員  |
| 消費生活・地域安全課 | 実地   | 令和7年7月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 食品安全衛生課    | 実地   | 令和7年7月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 置賜食肉衛生検査所  | 書面   | 令和7年1月10日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 庄内食肉衛生検査所  | 書面   | 令和6年12月23日 | 海老名委員  | —     |

<指摘事項>

## ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

支払期限内に支払をしていないもの

一般需用費（消防防災航空隊の新隊員に貸与するゴーグル）

請求書受理日 令和6年11月26日

支払期限 令和6年12月11日

支払日 令和6年12月26日

支出額 9,790円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

本件については、当該物品の請求書が航空隊にメールで送付された後、支払い手続を失念し、支払遅延が発生したものである。このため航空隊において、物品購入チェックリストを作成し、物品購入依頼から、支払い手続きまでの各手続の進捗状況を記入し、消防防災航空主幹と進捗状況の確認を行うこととした。

併せて、航空隊にメールで請求書を送信する事業者に対し、消防救急課及び防災危機管理課にも同報するよう依頼し、請求書受領後、支払手続が遅れているものがないか確認できるようにした。

<注意事項>

ア 事務事業

(ア) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの

イ 収入

(ア) 国交付金を財源とする事務の執行について、実績報告書の内容に誤りがあったため、一部、国交付金を財源とすることができなかったもの

ウ 支出

(ア) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

4 環境エネルギー部 (監査対象 6 機関)

| 対象機関       | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|------------|------|-----------|--------|-------|
| 環境企画課      | 実地   | 令和7年7月25日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 環境科学研究センター | 実地   | 令和6年12月4日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| エネルギー政策推進課 | 実地   | 令和7年7月25日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 水大気環境課     | 実地   | 令和7年7月25日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 循環型社会推進課   | 実地   | 令和7年7月25日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| みどり自然課     | 実地   | 令和7年7月25日 | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

県費での支払手続をとることなく、職員が私費で支払を行うなど、事務処理が適切でないもの

令和元年度から令和4年度までの環境大気常時監視テレメーターシステム通信費

支出額 284,470 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

内部統制において、自費払いは不適切な行為であることの情報共有を行った。

また、月1回の担当内打合せの機会を設け、業務の進捗を確認するとともに、問題が生じた場合に相談できる雰囲気づくりを行った。

このほか、年間業務スケジュール表及び支払事務執行一覧表により、新規事業を含む全ての支払い事務を可視化し、事務主任者及び業務総括者が毎月進捗を管理する体制とした。

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

補助金の交付事務が適切でないもの

a 補助金の実績報告から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの

令和6年度山形県浄化槽整備促進事業費補助金

実績報告日 令和7年1月9日

額の確定日 令和7年5月12日

b 補助金の実績報告から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 13件

主な事例は以下のとおり

令和6年度山形県浄化槽整備促進事業費補助金

実績報告日 令和7年2月20日

額の確定日 令和7年5月12日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

内部統制において、不適正な処理の発生について情報を共有するとともに、事務執行シートの使用の徹底について周知した。

また、月1回の担当内打合せの機会を設け、業務の進捗を確認することとした。

5 しあわせ子育て応援部 (監査対象 8機関)

| 対象機関        | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|-------------|------|------------|--------|-------|
| しあわせ子育て政策課  | 実地   | 令和7年8月1日   | 小松委員   | 海老名委員 |
| こども安心保育支援課  | 実地   | 令和7年8月1日   | 小松委員   | 海老名委員 |
| こども家庭福祉課    | 実地   | 令和7年8月1日   | 小松委員   | 海老名委員 |
| 福祉相談センター    | 実地   | 令和7年1月15日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 庄内児童相談所     | 実地   | 令和6年11月13日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 鶴岡乳児院       | 実地   | 令和6年11月13日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 朝日学園        | 実地   | 令和7年2月5日   | 松田委員   | —     |
| 多様性・女性若者活躍課 | 実地   | 令和7年8月1日   | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 収入

(ア) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国庫補助金に係る実績報告を誤り、一部、国からの補助金を受領できなくなったため国庫補助金を財源とすることができなかったもの 2件 合計 219,008円

主な事例は以下のとおり

山形県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金

補助金額 560,000円

うち国庫補助金を財源とすることができなかった額 112,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

園からの実績報告の内容について、十分に確認できるように日程を設定する。

補助金等に関する確認については、複数人で確認を行えるよう、時間的な面やチェックしやすい様式の工夫など、更にチェック体制を強化する。

## イ 債権

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 2件 合計782,080円

主な事例は以下のとおり

過年度歳出返納金（児童扶養手当の取消しに伴う返納）

納期限 令和6年7月30日

金額 743,960円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

「児童扶養手当（県支給分）返納金事務取扱要領」に基づき、総合支庁担当課に対して、催促及び納入指導等を依頼するなど、滞納期間等に応じた適切な対応を行っていく。

発生した債権について、納入通知書及び督促状の発行・通知・納期限等を、債権台帳に漏れなく記載し管理するとともに、定期的に複数の職員で債権台帳をチェックし、事務処理に漏れや遅れが生じないように確認を行う。

## ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

a 赴任旅費を支給していないもの 12件 合計 418,690円

主な事例は以下のとおり

要支給額 95,210円

b 通勤手当について、算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計 600円

主な事例は以下のとおり

令和6年4月支給分

既支給額 2,700円

正支給額 3,000円

要追給額 300円

c 日額報酬について、算定を誤り、追給を要するもの

令和5年4月から7月支給分

既支給額 72,090円

正支給額 73,980円

要追給額 1,890円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

赴任旅費の算定を行う際の提出書類について、人事異動内示後速やかに示し、異動後提出できるよう依頼する。また、提出のあった職員の分から順次支給事務を行うよう事務処理を進める。

通勤手当額算定を確認するため、内申書には表示されないデータを紙面化し、決裁時に確認できるよう整理する。

日額報酬の算定事務において、経験年数算定を確認するため、各個人ごとの計算書

に積算のもととなる年数を記載し、決裁時に複数で確認できるよう整理する。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

6 健康福祉部 (監査対象 14機関)

| 対象機関            | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|-----------------|------|------------|--------|-------|
| 健康福祉企画課         | 実地   | 令和7年8月27日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 衛生研究所           | 実地   | 令和7年1月22日  | 松田委員   | —     |
| 医療政策課           | 実地   | 令和7年8月27日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 地域福祉推進課         | 実地   | 令和7年8月27日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| がん対策・健康長寿日本一推進課 | 実地   | 令和7年8月27日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 高齢者支援課          | 実地   | 令和7年9月1日   | 小松委員   | 海老名委員 |
| 障がい福祉課          | 実地   | 令和7年9月1日   | 小松委員   | 海老名委員 |
| こども医療療育センター     | 実地   | 令和7年1月15日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| こども医療療育センター庄内支所 | 書面   | 令和6年11月29日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 最上学園            | 書面   | 令和6年12月10日 | 松田委員   | —     |
| やまなみ学園          | 書面   | 令和7年1月10日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 鳥海学園            | 実地   | 令和6年12月10日 | 松田委員   | —     |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所 | 実地   | 令和6年11月13日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 精神保健福祉センター      | 実地   | 令和7年1月22日  | 松田委員   | —     |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

国の補助金を受けて建設した社会福祉施設の解体工事に必要な財産処分の承認手続が遅延したことにより、損害賠償が生じたもの

損害賠償額 5,582,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

- 事務処理状況一覧表を活用した業務執行管理の徹底により、事務遅延を防止する。
  - ・財産処分に係る事務処理状況一覧表により、相談の段階から複数の職員で共有しているが、チェック機能を強化するため、以下のとおり申請受付方法及び様式の見直しを図った。
    - ① 申請書受付の際、担当者は、受付印押印とともに、業務管理者へのダブルチェックを求める。
    - ② 業務管理者は、上記①の際、確認した旨を一覧表に記載するとともに、国に対する進達日の目安を入力する（進捗管理の強化及び担当者との認識を統一）。
    - ③ 月1回の担当ミーティングの際に、一覧表を担当内で共有する（記載漏れや進達漏れがないか都度確認）。
- 内部統制制度の仕組みを活用し、各職員が内部統制評価シート等の内容を意識して実践するなどにより、内部けん制が的確に機能するよう努める。

<注意事項>

ア 事務事業

(ア) 公印又は文書の管理が適切でないもの

イ 契約

(ア) 業者の選定・決定が適切でないもの

(イ) 債務の履行確認が不十分なもの

ウ 補助金

(ア) 交付申請から交付決定までの期間が2箇月以上のもの

(イ) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの

7 産業労働部 (監査対象 15機関)

| 対象機関          | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|---------------|------|------------|--------|-------|
| 産業創造振興課       | 実地   | 令和7年7月25日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 大阪事務所         | 実地   | 令和7年7月3日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 名古屋事務所        | 実地   | 令和7年7月2日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 産業技術イノベーション課  | 実地   | 令和7年7月25日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 工業技術センター      | 実地   | 令和7年1月16日  | 松田委員   | —     |
| 工業技術センター置賜試験場 | 実地   | 令和6年12月23日 | 海老名委員  | —     |
| 工業技術センター庄内試験場 | 実地   | 令和6年11月13日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 高度技術研究開発センター  | 実地   | 令和7年1月16日  | 松田委員   | —     |
| 商業振興・経営支援課    | 実地   | 令和7年7月29日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 県産品・貿易振興課     | 実地   | 令和7年8月1日   | 小松委員   | 海老名委員 |
| 雇用・産業人材育成課    | 実地   | 令和7年8月1日   | 小松委員   | 海老名委員 |
| 産業技術短期大学校     | 実地   | 令和7年1月15日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 産業技術短期大学校庄内校  | 書面   | 令和6年12月23日 | 海老名委員  | —     |
| 山形職業能力開発専門学校  | 書面   | 令和7年3月14日  | 松田委員   | —     |
| 庄内職業能力開発センター  | 書面   | 令和6年12月23日 | 松田委員   | —     |

<指摘事項>

ア 収入

(ア) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

年度所属区分を誤ったもので、10万円以上のもの

行政財産の使用許可に係る土地建物使用料(令和5年度分衛生管理費)

調定日 令和6年3月29日

調定額 135,157円

既調定所属年度 令和5年度

正調定所属年度 令和6年度

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

決裁の際に、各項目について複数の職員により十分に確認するほか、確認したことを関係書類に明記し、所属長が適正な処理の確認をとれる体制とした。

また、特に年度末の調定については、注意事項として引継書により確実に次の担当者に伝えるよう徹底する。

## イ 債 権

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので3万円以上のもの

県有機械貸付収入

調定日 令和5年9月6日

納期限 令和5年9月22日

納入日 令和6年3月27日

金額 85,150円

b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので1万円以上のもの

県有機械貸付収入

調定日 令和5年6月22日

納期限 令和5年7月11日

納入日 令和6年3月11日

金額 22,290円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

総務課事務員が随時財務会計システムにより収納状況を確認し、納期限が到来する案件を担当者に伝えることで、未収金発生の防止を促すこととした。

また、納期限を超過した案件については、必要に応じて月ごとに督促状発行整理簿を調製し、所長の元でこれを管理することにより未収金に係る催告漏れを防止し、債権の収納促進を行った。

<注意事項>

## ア 事務事業

(ア) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの

## イ 収 入

(ア) 調定額を誤った1万円以上のもの

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

(ウ) 行政財産の使用許可等に係る使用料について、収入科目を誤ったもの

## ウ 支 出

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

## 8 観光文化スポーツ部 (監査対象 5機関)

| 対象機関          | 実施方法 | 監査年月日    | 担当監査委員 |       |
|---------------|------|----------|--------|-------|
| 観光交流拡大課       | 実地   | 令和7年9月1日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| イン・アウトバウンド推進課 | 実地   | 令和7年9月1日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 県民文化芸術振興課     | 実地   | 令和7年9月1日 | 小松委員   | 海老名委員 |

| 対象機関    | 実施方法 | 監査年月日    | 担当監査委員 |       |
|---------|------|----------|--------|-------|
| 博物館     | 実地   | 令和7年2月5日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| スポーツ振興課 | 実地   | 令和7年9月1日 | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもの

山形県立博物館化石木（埋没樹林）修復業務委託

契約金額 1,366,539 円

要契約保証金額 136,653 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今回指摘を受けた契約について当初、財務規則135条第7号で契約保証金を免除できると思い免除としたが、実際は7号で免除することができない契約だった。

今後契約締結するものについて、契約保証金の確認シートを作成し、契約相手方決定時に確認を行うことにした。

9 農林水産部（監査対象 23機関）

| 対象機関              | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|-------------------|------|------------|--------|-------|
| 農政企画課             | 実地   | 令和7年8月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 東北農林専門職大学         | 実地   | 令和7年6月19日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 農林大学校             | 実地   | 令和7年6月19日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 農業経営・所得向上推進課      | 実地   | 令和7年8月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 農産物販路開拓・輸出推進課     | 実地   | 令和7年8月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 県産米戦略推進課          | 実地   | 令和7年8月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 農業技術環境課           | 実地   | 令和7年8月27日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 農業総合研究センター        | 実地   | 令和7年1月16日  | 松田委員   | —     |
| 農業総合研究センター園芸農業研究所 | 実地   | 令和7年6月19日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 農業総合研究センター水田農業研究所 | 書面   | 令和7年6月13日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 農業総合研究センター畜産研究所   | 書面   | 令和7年6月13日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 農業総合研究センター養豚研究所   | 書面   | 令和7年6月13日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 病虫害防除所            | 書面   | 令和7年1月10日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 病虫害防除所庄内支所        | 書面   | 令和7年6月13日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 園芸大国推進課           | 実地   | 令和7年8月27日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 畜産振興課             | 実地   | 令和7年8月27日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 水産振興課             | 実地   | 令和7年8月27日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 水産研究所             | 実地   | 令和6年11月14日 | 奥山委員   | 松田委員  |
| 内水面水産研究所          | 実地   | 令和6年12月23日 | 松田委員   | —     |
| 農村計画課             | 実地   | 令和7年8月25日  | 加賀委員   | 柴田委員  |

| 対象機関       | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|------------|------|-----------|--------|-------|
| 農村整備課      | 実地   | 令和7年8月25日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 森林ノミクス推進課  | 実地   | 令和7年8月25日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 森林研究研修センター | 実地   | 令和6年12月4日 | 高橋委員   | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

公用車1台について車検が切れたまま使用したもの

車種名 ニッサン アトラス

車検満了日 令和6年7月25日

車検更新日 令和6年8月20日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

担当者は毎月の燃料伝票チェックの際に合わせて定期的に車検期間満了日を確認し、業務管理者とのダブルチェックを徹底する。

運転者は、使用前には公用車予約一覧表に記載された車検期間満了日を確認し、使用後には運行日誌により車検期間満了日を点検する。

車検チェックシートを改正し、車検期間満了日の順に整理して総務課内に掲示し、毎月1日に所属長及び担当以外の総務課職員等も車検期間満了日の確認を行う。

毎月の日程を記載する総務課ホワイトボードに車検実施予定日を記載する。

毎月の企画運営会議の開催日に会議構成員（補佐級以上）が公用車の定期点検を実施し、その都度、車検期間満了日を確認・声がけをする。

イ 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金の還付手続が適切でないもの

農林水産デジタル化推進事業に係る契約保証金 243,100円

契約期間 令和3年5月17日から令和4年2月28日まで

保証金還付日 令和6年5月10日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

複数の会計事務担当者が随時確認できるよう、受入・還付状況がわかる管理表を作成するとともに、年度繰越の際に返還漏れが発生しないよう残高を確認し、契約にかかる精算払いの際に、業務担当者に還付手続きについて伝達する。

ウ 財産

(ア) 物品の管理が適切でないもの

(内容)

共用車のタイヤについて、他者が所有するものとの取り違えが発生し、相手方に損害賠償を行ったもの

損害賠償額 67,320円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

車庫内で保管しているラックの位置をわかりやすい表示に変更し、タイヤの保管袋にも表示を行い、誤認しないよう改善した。

<注意事項>

ア 契約

(ア) 入札事務が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの

10 県土整備部 (監査対象 14機関)

| 対象機関     | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|----------|------|------------|--------|-------|
| 管理課      | 実地   | 令和7年8月22日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 建設企画課    | 実地   | 令和7年8月22日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 県土利用政策課  | 実地   | 令和7年8月22日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 都市計画課    | 実地   | 令和7年8月22日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 下水道課     | 実地   | 令和7年8月22日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
|          |      |            | 小松委員   | 海老名委員 |
| 道路整備課    | 実地   | 令和7年8月25日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 道路保全課    | 実地   | 令和7年8月25日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 河川課      | 実地   | 令和7年8月25日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 砂防・災害対策課 | 実地   | 令和7年8月25日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 空港港湾課    | 実地   | 令和7年8月25日  | 小松委員   | 海老名委員 |
| 山形空港事務所  | 書面   | 令和7年2月26日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 庄内空港事務所  | 書面   | 令和6年11月29日 | 奥山委員   | 松田委員  |
| 港湾事務所    | 実地   | 令和7年6月19日  | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 建築住宅課    | 実地   | 令和7年8月25日  | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で諸手当の支給誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年6月支給分

既支給額 (100分の100) 355,862円

正支給額 (100分の80) 284,690円

要返納額 71,172円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 2件 合計

28,567円

主な事例は以下のとおり

令和6年12月支給分

既支給額 (100分の5) 15,042円

正支給額 (100分の0) 0円

要返納額 15,042円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

休業などの取得により、期間率の算定の確認が必要な職員については、部内各課の課長補佐に対して対象者の休業期間や期間率の確認を依頼する。その各課の確認結果も踏まえ、管理課において再確認のうえ、なお疑義が残る場合は人事課に照会する三重のチェック体制を構築する。

イ 収入

(ア) 収入調定が適切でないもの

(内容)

- a 年度所属区分を誤ったもので、節又は細節で10万円以上のもの 2件 合計  
317,548円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和6年3月分電気料）

調定日 令和6年3月31日

調定額 169,500円

既調定所属年度 令和5年度

正調定所属年度 令和6年度

- b 年度所属区分を誤ったもので、1万円以上のもの 3件 合計76,617円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和6年3月分電気料）

調定日 令和6年3月31日

調定額 23,463円

既調定所属年度 令和5年度

正調定所属年度 令和6年度

- c 年度所属区分を誤ったもので、1万円未満のもの 19件 合計82,063円

主な事例は以下のとおり

雑入（令和6年3月分電気料）

調定日 令和6年3月31日

調定額 8,432円

既調定所属年度 令和5年度

正調定所属年度 令和6年度

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今後は単純に前例踏襲するのではなく、取扱いの根拠となる法令や通知の確認を徹底するとともに、担当が交替する可能性のある年度当初の事務では、取扱いの根拠について写しを起案に添付するなどし、再発防止を図る。

ウ 契約

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

契約締結後に積算に関する条件提示書の誤りが判明し、契約を解除したもの

令和5年度（繰越明許） 空港整備事業費 庄内空港 滑走路端安全区域整備工事

令和6年3月15日 契約

令和6年4月3日 誤り判明

令和6年4月19日 契約解除

令和6年7月3日 再契約

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

発注する設計書については、チェックする人数を増やすなど体制を強化する。  
建設技術センターへ委託した設計書については、センターから具体的な説明を受け、積算項目、条件明示資料等でチェックしながら入念に確認した上で、成果品を引き取る。

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が最低制限価格を下回っていたことが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの

令和6年度 酒田港整備事業費（重要港湾改修費補助） 酒田港外港地区大浜防波堤（波除） 予備・実施設計業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

最低制限価格の算定誤りの再発を防止するため、予定価格書作成時に作成者と設定者が設計書と算定書を突合することにより、算定内容に誤りがないか再度確認する。

<注意事項>

ア 事務事業

(ア) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの

イ 支出

(ア) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

## 11 会計局（監査対象 1 機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日    | 担当監査委員 |       |
|------|------|----------|--------|-------|
| 会計局  | 実地   | 令和7年9月2日 | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) システム障害により財務事務の不備が生じたもの

(内容)

大規模システム統合基盤移行に伴う財務会計システム障害により、執行機関における旅費の支給遅延等の財務事務の不備が生じたもの

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

令和6年5月連休中にDX推進課の機器入替作業後、財務会計システムの障害が5月7日から発生したため、システム修正等を行い6月6日に改善した。  
なお、その後、障害は発生しておらず、通常運用している。

## 12 村山総合支庁（監査対象 4 機関）

| 対象機関        | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|-------------|------|-----------|--------|-------|
| 村山総合支庁総務企画部 | 実地   | 令和7年7月16日 | 小松委員   | 海老名委員 |

| 対象機関          | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|---------------|------|-----------|--------|-------|
| 村山総合支庁保健福祉環境部 | 実地   | 令和7年7月16日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 村山総合支庁産業経済部   | 実地   | 令和7年7月16日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 村山総合支庁建設部     | 実地   | 令和7年7月16日 | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

児童扶養手当の認定にあたり、所得額の算定を誤り過大に支給したもの 17件  
合計1,283,760円

主な事例は以下のとおり

誤認定額 498,420円

正認定額 420,650円

要返納額 77,770円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

毎年市町村及び総合支庁の担当者を対象とした研修会等を行い、制度や事務処理について理解を促し、注意事項の周知徹底を図る。

現況届の添付書類の様式及び現況届の審査時に使用するチェックリストを見直し、再発防止に努める。

イ 契約

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

a 落札決定後に工事費の積算に誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの

令和5年度林道二口線改良工事（補正）

b 入札開始後に委託費の積算に誤りが判明し、入札を取り止めたもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和6年度村山地区ため池耐震性点検（その1）業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

・ チェックリストの見直し

(1) 諸経費が最新の基準に合致しているか確認するため、諸経費金額の確認項目の追加

(2) 審査事項における審査ポイントの見直し

・ チェック体制の強化

査読会方式による複数人での確認を実施

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に積算誤りが判明したが、再積算後も落札業者に変更がなかったため、入札事務が適切でないまま契約を継続しているもの

令和5年度（明許）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁修繕）一般国道347号外虹の大橋外橋梁補修工事

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

指摘のあった工事は事業完了しているため、今後同様の誤りがないよう、積算時及び審査時に、積算資料の正誤表の有無と内容を確認する。

(ウ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

変更後の契約金額が5億円以上となる契約について、議会の議決を経ないで変更契約を締結したもの

令和5年度河川整備補助事業（大規模特定河川事業）大旦川築堤護岸工事

当初契約額 290,950,000円

変更後請負金額 529,565,300円

変更契約締結日 令和6年12月13日

議会の議決日 令和7年2月25日（追認）

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務マニュアル（引継書）へ注意事項として記載し、担当者が変わった場合も把握できるようにする。

進捗等管理表に注意事項として記載するとともに、該当する案件は強調表示されるよう変更し、複数人でのチェックを徹底する。

<注意事項>

ア 事務事業

(ア) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの

(イ) 通知、指示時期等が遅延したため事務事業の執行に影響を与えたもので軽微なもの

イ 収入

(ア) 調定額を誤った1万円以上のもの

ウ 契約

(ア) 入札事務が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの

エ 補助金

(ア) 実績報告から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの

13 最上総合支庁（監査対象 4機関）

| 対象機関          | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |      |
|---------------|------|-----------|--------|------|
| 最上総合支庁総務企画部   | 実地   | 令和7年7月15日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 実地   | 令和7年7月15日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 最上総合支庁産業経済部   | 実地   | 令和7年7月15日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 最上総合支庁建設部     | 実地   | 令和7年7月15日 | 加賀委員   | 柴田委員 |

<指摘事項>

ア 債権

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以

上のもの 2件 合計129,800円

主な事例は以下のとおり

河川水面使用料及び占用料（令和6年度納入分）〔継続更新許可〕

納期限 令和6年4月30日

納入日 令和6年5月28日

金額 88,200円

- b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のもの

河川水面使用料及び占用料（令和6年度納入分）〔継続更新許可〕

納期限 令和6年4月30日

納入日 令和7年3月31日

金額 14,350円

- c 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円未満のもの

河川水面使用料及び占用料（令和6年度納入分）〔継続更新許可〕

納期限 令和6年5月2日

納入日 令和6年5月31日

金額 1,080円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

道路占用料及び河川占用料については、行政係で調定し、督促等債権管理は総務係で行うこと、納入義務者への催告は行政係で行う事を再確認した。事務分担表にも調定と債権管理を追記し、担当を明確化した。

県営住宅駐車場使用料については、総務係で調定し、督促等債権管理は総務係で行うこととした。催告は、県土整備部建築住宅課の「県営住宅事務処理マニュアル」を踏まえ、自治会長に総務係で行うことを確認した。事務分担表にも調定と債権管理を追記し、担当を明確化した。

- (イ) 不納欠損処分が適切でないもの

(内容)

- a 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1年以上不納欠損処分を行わないもので、3万円以上のもの 2件 合計105,100円

主な事例は以下のとおり

生活保護費返還金

時効起算日 平成29年9月9日

時効完成日 令和4年9月9日

不納欠損決議 令和7年1月28日

不納欠損額 57,970円

- b 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないもので、1万円以上のもの 22件 合計992,530円

主な事例は以下のとおり

児童措置費負担金

時効起算日 平成30年3月22日

時効完成日 令和5年3月22日

不納欠損決議 令和6年11月14日

不納欠損額 29,000円

- c 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないもので、1万円未満のもの 49件 合計99,200円

主な事例は以下のとおり

児童措置費負担金

時効起算日 平成30年3月22日

時効完成日 令和5年3月22日

不納欠損決議 令和6年11月14日

不納欠損額 2,200円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

- ・新任者でも処理期限のマネジメントができる管理簿の作成  
督促、催告、時効完了日、不納欠損等の処理期限等を記載した「債権管理簿」を作成し、漏れや遅延がないことを確認する。
- ・業務総括者及び業務管理者による業務の進捗管理  
定期的に作成する「債権管理自己点検簿」と「債権管理簿」を業務総括者等が確認の上、事務の進捗を組織的に把握して管理する。
- ・不納欠損を行う時期の見直し  
未収金対策のスケジュールを見直し、不納欠損を行う回数を年2回から年3回に改正する。(部内債権管理マニュアル改正済)

<注意事項>

ア 収入

(ア) 調定額を誤った1万円以上のもの

イ 補助金

(ア) 実績報告から額の確定までの期間が2箇月以上のもの

#### 14 置賜総合支庁 (監査対象 4機関)

| 対象機関          | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|---------------|------|-----------|--------|-------|
| 置賜総合支庁総務企画部   | 実地   | 令和7年7月15日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 実地   | 令和7年7月15日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁産業経済部   | 実地   | 令和7年7月15日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁建設部     | 実地   | 令和7年7月15日 | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの

綱木川ダム売電収入

調定すべき日 令和6年5月1日

調定日 令和7年3月21日

調定額 4,001,599円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

収入及び支出に関する通知を受けた場合は、建設総務課経理係に情報共有することを徹底し、併せて、収入及び支出に関する通知が届いていないかを事業課担当者に確認することによって、事務処理漏れを防ぐ。

イ 支出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

生活保護法に基づく介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定に関する契約 5件 合計38,885円

主な事例は以下のとおり

請求書受理日 令和6年8月27日  
支払期限 令和6年9月26日  
支払日 令和7年2月21日  
支出額 7,920円

b 支払期限内に支払をしていないもの

生活保護法に基づく介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定に関する契約 2件 合計16,940円

主な事例は以下のとおり

請求書受理日 令和6年10月30日  
支払期限 令和6年11月29日  
支払日 令和7年2月21日  
支出額 8,030円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

支出遅延(漏れ)防止のため、請求書受理後速やかに支出行為を行うとともに、当該事務の進行管理表及び一覧表を作成し進捗状況の共有を図っている。

ウ 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

変更後の契約金額が5億円以上となる契約について、議会の議決を経ないで変更契約を締結したもの

災害復旧助成事業小白川災害復旧助成工事(第2工区)

当初契約金額 473,000,000円

変更後契約金額 563,700,500円

変更契約締結日 令和6年4月15日

議会の議決日 令和7年2月25日(追認)

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

議会の議決を要する場合の取り扱いについて、新たに発出された県土整備部長通知(事務取扱)に沿って適正に執行する。また、経理係のマニュアル等に通知の内容等を追加記載する。さらに、伺文に変更契約後の総額を記載して決裁時に議決の要否について新たにチェック項目を設けるなど、独自のチェック体制も強化する。

なお、本件については、令和7年2月定例会において、契約締結の追認を得てい

る。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行なわれなかったもの

イ 契約

(ア) 契約保証金の徴収の手続が適切でないもので軽微なもの

15 庄内総合支庁（監査対象 4 機関）

| 対象機関          | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |      |
|---------------|------|-----------|--------|------|
| 庄内総合支庁総務企画部   | 実地   | 令和7年7月16日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 実地   | 令和7年7月16日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 実地   | 令和7年7月16日 | 加賀委員   | 柴田委員 |
| 庄内総合支庁建設部     | 実地   | 令和7年7月16日 | 加賀委員   | 柴田委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

契約保証金の免除規定を誤って適用し、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの

漁業監視調査船「月峯」右主機関遠隔制御コントロールレバー交換

契約金額 2,107,952円

要契約保証金 210,795円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

執行管理体制が適切でないものについて、本件誤りは、契約保証金免除規定に関する認識不足により、適切な確認が行われなかったことによる。

今後は、契約保証金の取扱いについて複数名による確認を徹底するとともに、新たに「契約保証金チェックリスト」を作成し、決裁時に必ず確認を行うことにより、内部けん制機能を強化し、再発防止に努める。

イ 契約

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に積算の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの

令和6年度庄内地区農村地域防災減災事業七五三掛水位観測等業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入札事務が適切でないものについて、発生の要因は、通常業務で積算する精度管理費は自動計算されるが、本業務の労務費は見積に基づき計上する内容であったため、精度管理費も独自に計算して登録しなければならなかったところ、このような積算手法が稀であり、担当者も不慣れなことから計算過程にミスが生じた。また、設計図書は、チェックシートに基づき複数職員で審査しているが、従前のチェックシートには

精度管理費に関する項目がなかったこと、精度管理費を独自計算した資料に何点当たりの算出額が記載がなかったことによりミスを発見できなかったことがある。

このため、「積算ミス対策」として、農業農村整備業務委託設計書チェックリストに確認項目を2点追加するとともに、対象案件に合致する設計書については、新たに課内審査会を実施する。また、「ミスに関する知見の共有・蓄積」を行うため、入札事務ミスの事例については、全ての職員が閲覧できる「NNイントラ」で共有するとともに、積算に係る事例は、より最新の具体的内容を把握できるよう、更新頻度や掲載情報の改善について、県庁農村整備課に申し入れる。併せて、「職員の資質向上」を図るため、庄内農村計画課・農村整備課の勉強会を原則6月と1月の年2回開催し、勉強会の中で、積算者・審査者とも重点的にチェックする項目、入札ミス発生事例（ヒヤリ・ハット事例も含め）を確認・共有する等の対策を講じ、再発防止に努める。

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

- a 落札決定後に、総合評価に必要な書類の一部に押印がないものと誤認し加算すべきところを加算しなかったことが判明したため、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの

令和6年度（繰越）災害復旧助成事業荒瀬川護岸詳細設計業務委託（その1）

- b 入札開始後に、積算の一部に誤りが判明したため、入札を取り止めたもの

令和6年度河川流下能力向上・持続化対策事業藤島川外河道掘削及び支障木伐採業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入札事務が適切でないものについて、発生要因としては以下のとおり。

①電子データで提出された資料を資格等審査のために印刷したところ、インターシップの受入実績証明書（総合評価に必要な書類）に、学校長の押印がなく加算しなかったが、A業者からの問合せで電子データを確認したところ印影は薄かったが押印が確認された。

②積算担当者の認識・確認・チェック不足及び審査者の確認不足。建設発生木材1トン当たりの処分費について、県単価の受け入れ条件等欄を確認したが、枝葉を適用しているものと認識した。県単価、適用条件が判りづらい表記になっている。

このため、以下の再発防止策を講じている。

①資格等審査の際に、押印がないことによる加算点の疑義が生じた場合は、印刷した紙ベースの資料だけでなく、電子入札システムで提出されたデータも確認するとともに、必要に応じて業者に確認することとする。

②チェックリストの見直しを図り、このチェックリストを活用して、早急に担当職員の研修を実施（令和6年12月6日研修会実施済み）した。また、今回と同様にミスが生じないように発生要因を庁内で共有し、再発防止策を徹底する。さらに、県単価の適用条件の記載について改善を求めた。

（令和7年4月1日改善済み）

<注意事項>

ア 収入

(ア) 調定額を誤った1万円以上のもの

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支出

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

ウ 債 権

(ア) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないもので、1万円以上のもの

エ 補助金

(ア) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの

16 東京事務所（監査対象 1 機関）

| 対象機関  | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|-------|------|-----------|--------|-------|
| 東京事務所 | 実地   | 令和7年5月16日 | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘・注意事項なし>

17 企業局（監査対象 6 機関）

| 対象機関      | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|-----------|------|-----------|--------|-------|
| 企業局       | 実地   | 令和7年7月22日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
|           |      |           | 小松委員   | 海老名委員 |
| 村山電気水道事務所 | 書面   | 令和7年6月13日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 最上電気水道事務所 | 書面   | 令和7年6月13日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 置賜電気水道事務所 | 書面   | 令和7年6月13日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 鶴岡電気水道事務所 | 書面   | 令和7年6月13日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 酒田電気水道事務所 | 書面   | 令和7年6月13日 | 加賀委員   | 柴田委員  |

<指摘事項>

ア 支 出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの

法定福利費（令和5年度蜂アレルギーショック補助治療剤（エピペン）の処方料1名分）

受診日 令和5年9月8日  
 請求書受理日 令和6年9月9日  
 支払日 令和6年9月20日  
 支払額 4,480円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

適切な支出事務を行うため、対象者リストに支払確認欄を追加し、そのリストを複数の職員で確認するよう支払状況のチェック体制を強化した。

また、所属長に対して適正な経理事務の執行についての通知を发出するとともに、所長会議において改めて注意喚起を行い、支払遅延防止の徹底を図った。

<注意事項>

ア 支 出

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

18 病院事業局（監査対象 5 機関）

| 対象機関       | 実施方法 | 監査年月日     | 担当監査委員 |       |
|------------|------|-----------|--------|-------|
| 病院事業局      | 実地   | 令和7年7月22日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
|            |      |           | 小松委員   | 海老名委員 |
| 中央病院       | 実地   | 令和7年7月16日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 新庄病院       | 実地   | 令和7年7月15日 | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 河北病院       | 実地   | 令和7年6月19日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| こころの医療センター | 実地   | 令和7年7月17日 | 加賀委員   | 柴田委員  |

<指摘事項>

ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので重大なもの

a 通勤手当について、誤って支給し返納を要するもの

令和2年5月から令和6年8月支給分

既支給額 1,778,400 円

正支給額 0 円

要返納額 1,778,400 円

b 赴任旅費について、算定を誤り返納を要するもの

既支給額 117,840 円

正支給額 2,840 円

要返納額 115,000 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

当該職員への説明の上、返納を行った。

居所や通勤経路を変更した場合は届出が必要な旨、人事異動期の他にも機会をとらえて職員に再周知するとともに、担当者が書類等の確認を行った後は必ず複数人で確認し、庶務係以外でも庶務経験のある職員が再確認するなど、課全体でチェック体制を強化する。また、新規採用職員に対しては、住所を異動した場合には、住民票の異動が必要なことを周知徹底することとした。

イ 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

業務完了報告書の提出を受けておらず、債務の履行確認が不十分な100万円以上のもの

山形県病院事業局集配金業務

契約額 4,180,000 円

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

令和6年度の契約については、改めて契約相手方から業務完了報告書の提出を受け、履行確認を行った。

令和7年度の契約については、漏れなく業務完了報告書の提出を受け、チェック

シートにより、決裁過程でのチェックを徹底することとした。

#### ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

a 期末手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和6年12月支給分

既支給額 (100分の0) 0円

正支給額 (100分の80) 444,409円

要追給額 444,409円

b 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年6月支給分

既支給額 (100分の80) 343,889円

正支給額 (100分の60) 257,917円

要返納額 85,972円

c 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 2件 合計

559,021円

主な事例は以下のとおり

令和6年12月支給分

既支給額 (100分の100) 488,840円

正支給額 (100分の0) 0円

要返納額 488,840円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

当該職員への説明の上、追給又は返納を行った。

担当者間の相互チェックを徹底するとともに、指摘内容について係内で共有し再発防止に努める。特に期末・勤勉手当の算定期間にあたっては過去の指摘事例等を振り返り、期末勤勉手当の期間率の計算について、手引きを再確認するなど、同様の誤りが無いよう留意することとした。

#### <注意事項>

##### ア 収入

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

##### イ 支出

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

(イ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもの

(ウ) 同一債務に対して重複して支出し、債権者に返納させたもの

##### ウ 契約

(ア) 業者の選定・決定が適切でないもの

(イ) 必要事項の記載が不備なもの

19 県議会（監査対象 1 機関）

| 対象機関  | 実施方法 | 監査年月日          | 担当監査委員 |       |
|-------|------|----------------|--------|-------|
| 議会事務局 | 実地   | 令和 7 年 9 月 2 日 | 柴田委員   | 海老名委員 |

<指摘・注意事項なし>

20 教育委員会（監査対象 74機関）

| 対象機関       | 実施方法 | 監査年月日            | 担当監査委員 |       |
|------------|------|------------------|--------|-------|
| 教育政策課      | 実地   | 令和 7 年 9 月 1 日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 教職員課       | 実地   | 令和 7 年 9 月 1 日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 生涯教育・学習振興課 | 実地   | 令和 7 年 9 月 1 日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 義務教育課      | 実地   | 令和 7 年 9 月 1 日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 特別支援教育課    | 実地   | 令和 7 年 9 月 1 日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 高校教育課      | 実地   | 令和 7 年 9 月 1 日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 福利厚生課      | 実地   | 令和 7 年 9 月 2 日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 学校体育保健課    | 実地   | 令和 7 年 9 月 1 日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 図書館        | 書面   | 令和 7 年 2 月 26 日  | 松田委員   | —     |
| 教育センター     | 書面   | 令和 7 年 2 月 26 日  | 松田委員   | —     |
| 青年の家       | 書面   | 令和 7 年 3 月 14 日  | 松田委員   | —     |
| 朝日少年自然の家   | 書面   | 令和 7 年 3 月 14 日  | 松田委員   | —     |
| 金峰少年自然の家   | 書面   | 令和 6 年 12 月 23 日 | 松田委員   | —     |
| 飯豊少年自然の家   | 書面   | 令和 7 年 1 月 10 日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 神室少年自然の家   | 書面   | 令和 7 年 1 月 10 日  | 松田委員   | —     |
| 村山教育事務所    | 実地   | 令和 7 年 2 月 6 日   | 松田委員   | —     |
| 最上教育事務所    | 実地   | 令和 6 年 12 月 4 日  | 松田委員   | —     |
| 置賜教育事務所    | 実地   | 令和 6 年 12 月 19 日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 庄内教育事務所    | 実地   | 令和 6 年 11 月 13 日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 東桜学館中学校    | 実地   | 令和 7 年 1 月 22 日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 致道館中学校     | 実地   | 令和 6 年 11 月 14 日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 山形東高等学校    | 書面   | 令和 7 年 2 月 26 日  | 松田委員   | —     |
| 山形南高等学校    | 実地   | 令和 7 年 1 月 23 日  | 海老名委員  | —     |
| 山形西高等学校    | 実地   | 令和 7 年 2 月 6 日   | 松田委員   | —     |
| 山形北高等学校    | 実地   | 令和 7 年 2 月 6 日   | 海老名委員  | —     |
| 山形工業高等学校   | 書面   | 令和 7 年 2 月 26 日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 山形中央高等学校   | 書面   | 令和 7 年 3 月 14 日  | 松田委員   | —     |
| 霞城学園高等学校   | 実地   | 令和 7 年 2 月 6 日   | 海老名委員  | —     |
| 上山明新館高等学校  | 実地   | 令和 7 年 1 月 17 日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 天童高等学校     | 実地   | 令和 7 年 2 月 6 日   | 松田委員   | —     |
| 山辺高等学校     | 実地   | 令和 7 年 1 月 22 日  | 高橋委員   | 海老名委員 |

| 対象機関               | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|--------------------|------|------------|--------|-------|
| 寒河江高等学校            | 実地   | 令和7年1月16日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 寒河江工業高等学校          | 実地   | 令和7年1月17日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 谷地高等学校             | 実地   | 令和7年1月23日  | 松田委員   | —     |
| 左沢高等学校             | 実地   | 令和7年1月23日  | 松田委員   | —     |
| 村山産業高等学校           | 実地   | 令和7年1月17日  | 松田委員   | —     |
| 東桜学館高等学校           | 実地   | 令和7年1月22日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 北村山高等学校            | 実地   | 令和7年1月16日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 新庄北高等学校            | 実地   | 令和7年2月12日  | 松田委員   | —     |
| 新庄南高等学校            | 実地   | 令和7年2月12日  | 松田委員   | —     |
| 新庄神室産業高等学校         | 実地   | 令和6年12月4日  | 松田委員   | —     |
| 米沢興譲館高等学校          | 書面   | 令和6年12月10日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 米沢東高等学校            | 書面   | 令和7年1月17日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 米沢鶴城高等学校(米沢工業高等学校) | 実地   | 令和7年5月20日  | 柴田委員   | —     |
| 米沢商業高等学校           | 実地   | 令和6年12月19日 | 松田委員   | —     |
| 置賜農業高等学校           | 実地   | 令和6年12月19日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 南陽高等学校             | 実地   | 令和6年12月19日 | 松田委員   | —     |
| 高島高等学校             | 書面   | 令和7年1月10日  | 松田委員   | —     |
| 長井高等学校             | 実地   | 令和6年12月23日 | 松田委員   | —     |
| 長井工業高等学校           | 書面   | 令和7年1月10日  | 松田委員   | —     |
| 荒砥高等学校             | 実地   | 令和6年12月19日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 小国高等学校             | 書面   | 令和6年12月10日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 致道館高等学校            | 実地   | 令和6年11月14日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 鶴岡工業高等学校           | 書面   | 令和6年12月23日 | 海老名委員  | —     |
| 鶴岡中央高等学校           | 書面   | 令和6年11月29日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 加茂水産高等学校           | 書面   | 令和6年11月29日 | 奥山委員   | 松田委員  |
| 庄内農業高等学校           | 実地   | 令和6年12月10日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 庄内総合高等学校           | 書面   | 令和6年12月23日 | 海老名委員  | —     |
| 酒田東高等学校            | 実地   | 令和6年11月13日 | 奥山委員   | 松田委員  |
| 酒田西高等学校            | 書面   | 令和6年12月23日 | 松田委員   | —     |
| 酒田光陵高等学校           | 実地   | 令和7年5月16日  | 柴田委員   | —     |
| 遊佐高等学校             | 書面   | 令和6年12月23日 | 松田委員   | —     |
| 山形聾学校              | 書面   | 令和7年3月14日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 山形養護学校             | 書面   | 令和7年3月14日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 村山特別支援学校           | 書面   | 令和7年3月14日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 山形盲学校              | 書面   | 令和7年2月26日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| ゆきわり養護学校           | 実地   | 令和7年1月23日  | 海老名委員  | —     |
| 上山高等養護学校           | 実地   | 令和7年2月5日   | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 楯岡特別支援学校           | 実地   | 令和7年1月17日  | 松田委員   | —     |

| 対象機関     | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|----------|------|------------|--------|-------|
| 新庄養護学校   | 実地   | 令和7年2月12日  | 松田委員   | —     |
| 米沢養護学校   | 書面   | 令和7年1月10日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 鶴岡養護学校   | 書面   | 令和6年12月23日 | 海老名委員  | —     |
| 鶴岡高等養護学校 | 実地   | 令和6年11月14日 | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 酒田特別支援学校 | 書面   | 令和6年12月23日 | 松田委員   | —     |

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの

(内容)

学校徴収金等について、適正に処理されていないもの

生徒会費に係る学校徴収金等 合計 210,200 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

公金等に係る通帳印及び通帳印管理印の適正管理、並びに出金した現金と通帳・支出伺いとの突合確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、改善を行っていないもの

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

2箇月超 62件

3箇月超 1件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今後は毎週一度事務打合せを行い、管理職による進捗管理を徹底し、旅費の支払遅延の防止を図る。

(ウ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で調定手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの

県立学校施設使用料（使用許可に係る使用料）

調定すべき日 令和5年11月1日

調定日 令和5年12月11日

調定額 3,210 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

使用許可と収入調定の担当者が別であったところを、許可書の作成から収入調定まで同一の者が行うこととした。

加えて、管理表を作成し、担当者及び管理職が進捗を確認することにより、調定手続遅延の防止を図る。

(エ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

4年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、事務事業の執行体制の改善が必

要と認められるもの

- a 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 4件 合計  
912,045円

主な事例は以下のとおり

令和6年6月支給分

既支給額 (100分の60) 283,382円

正支給額 (100分の0) 0円

要返納額 283,382円

- b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年6月支給分

既支給額 (100分の100) 126,700円

正支給額 (100分の30) 38,010円

要返納額 88,690円

- c 通勤手当について、認定の手続を行っていないもの 13件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

期末勤勉手当の算定や通勤手当の認定に当たっては、関係通知や手引き等を再度確認するとともに、決裁の際に複数でのチェックを確実にを行う。

また、給料関係事務について、年度初めに必要な事務処理一覧を作成するとともに、不備が発生した事項については経過を記録し、事務室全体で共有することにより、適切な事務の執行を図る。

## イ 支出

- (ア) 支出負担行為が適切でないもの

(内容)

高等学校奨学金を重複して貸与し返納させたもの

貸与期間 令和5年4月から令和6年2月まで

貸与額 330,000円

戻入日 令和7年3月17日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

高等学校奨学金の貸与事務について、学校に対し、申請者が既に貸与を受けていないか申請時に確認するよう依頼するとともに、当課でも申請者と貸与済の生徒の名寄せを行い、重複貸与が発生しないようにする。

- (イ) 支出負担行為が適切でないもの

(内容)

公立学校共済組合職員の定期健康診断費用を誤って県費で支払ったもの

誤支出額 95,370円

正支出額 0円

過払額 95,370円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

健診費用の支払について、公立学校共済組合職員に係るものは県の予算ではなく、公立学校共済組合の予算から支出する旨、引継書に明記するとともに、起案に今般の指摘内容の文書を毎回添付することで、チェック漏れを防ぎ、支出予算の誤りを防止する。

- (ウ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの

旧酒田工業高校環境技術科棟産業廃棄物処理業務委託

検査日 令和5年10月18日

請求書受理日 令和6年2月14日

支払日 令和6年2月21日

支出額 749,980円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

委託業務完了後の請求書の催促が遅れたことから、業務の進捗状況が確認できる管理表を作成し、担当者、管理職による進捗管理を行うこととした。これにより、業務完了を確認後、速やかに請求書の提出を依頼し、支払遅延の防止を図る。

(エ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

3箇月超 51件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

旅費の支給について、管理職による財務システムでの進捗状況の確認を徹底し、支払遅延の防止を図る。

(オ) 支払先を誤って支出し、支払金額を返納させたもの

(内容)

非常勤職員報酬及び費用弁償

誤った支払先への支払日 令和6年6月10日

戻入日 令和6年7月5日

正しい債権者への支払日 令和6年6月19日

支出金額 102,740円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

債権者の氏名や口座情報等について複数人でチェックすることにより、支払いミスの防止を図る。

ウ 契約

(ア) 工事・物品購入等の分割などが適切でないもの

(内容)

1件の予定価格が500万円を超える工事の請負に係る支出負担行為については公所長に委任されていないにもかかわらず、理由もなく分割し執行しているもの

2階普通教室エアコン機器(その1)修理業務 4,345,000円

2階普通教室エアコン機器(その2)修理業務 4,884,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

工事、物品購入等を発注する場合は、分割することが適切かどうか事前に財務規則等を確認するとともに、出納室等に助言を求める等により、適切な事務の執行を図る。

エ 財産

(ア) 財産の管理が適切でないもの

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの 5件

主な事例は以下のとおり

使用する財産 運動場

使用目的 野球部冬季・雨天時等練習用ビニールハウス（3棟）の敷地

申請年月日 令和6年2月12日

使用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今回手続き漏れのあった教育財産の目的外使用許可に係る業務を含む財務事務全般について、一連の事務手続きを一覧化した「チェックシート」を作成し、事務部職員全員で進行管理を徹底することにより、適切な事務の執行を図る。

(イ) 物品の管理が適切でないもの

(内容)

指定物品について、不用決定及び処分に係る決裁を行わず廃棄しているもの

指定物品名 プログラムフリーザー

取得価格 2,077,920円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

備品の管理状況の確認を複数人で行うとともに、教職員に対して備品の廃棄に係る事務手続きを周知徹底し、適正な事務の執行を図る。

オ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

契約の締結又は履行が適切でないもの

物件購入契約約款による長期継続契約で、物件購入単価契約書に契約解除条件の記載がないもの

令和6年度から8年度に係るLPガス購入の単価契約

契約単価 572円/m<sup>3</sup>

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約約款を用いて長期継続契約を締結する場合は、関係通知や手引きを確認するとともに、早めに出納等への相談を行い、契約解除条件等を適切に設定する。

<注意事項>

ア 収入

(ア) 調定額を誤った10万円以上のもの

(イ) 納入の通知が通知すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支出

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

(イ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

(ウ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもの

(エ) 検収の事務処理が適切でないもの

ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

## 21 警察本部 (監査対象 15機関)

| 対象機関   | 実施方法 | 監査年月日      | 担当監査委員 |       |
|--------|------|------------|--------|-------|
| 警察本部   | 実地   | 令和7年9月2日   | 加賀委員   | 柴田委員  |
| 山形警察署  | 実地   | 令和7年1月22日  | 松田委員   | —     |
| 上山警察署  | 実地   | 令和7年2月5日   | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 天童警察署  | 書面   | 令和7年2月26日  | 松田委員   | —     |
| 寒河江警察署 | 実地   | 令和7年2月5日   | 松田委員   | —     |
| 村山警察署  | 書面   | 令和7年1月17日  | 松田委員   | —     |
| 尾花沢警察署 | 書面   | 令和7年1月10日  | 松田委員   | —     |
| 新庄警察署  | 実地   | 令和7年1月23日  | 松田委員   | —     |
| 庄内警察署  | 実地   | 令和6年11月13日 | 奥山委員   | 松田委員  |
| 酒田警察署  | 実地   | 令和6年11月13日 | 奥山委員   | 松田委員  |
| 鶴岡警察署  | 書面   | 令和6年12月23日 | 海老名委員  | —     |
| 長井警察署  | 書面   | 令和7年1月10日  | 高橋委員   | 海老名委員 |
| 小国警察署  | 実地   | 令和7年1月15日  | 松田委員   | —     |
| 南陽警察署  | 実地   | 令和6年12月19日 | 松田委員   | —     |
| 米沢警察署  | 実地   | 令和7年1月15日  | 松田委員   | —     |

<指摘事項>

ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの  
役務費(捜査関係事項照会書の回答にかかる手数料)

請求書受理日 令和5年10月13日

支払期限 令和5年10月27日

支払日 令和6年2月5日

支出額 2,794円

- b 支払期限内に支払をしていないもの  
役務費(捜査関係事項照会書の回答にかかる手数料)

請求書受理日 令和5年11月16日

支払期限 令和5年11月30日

支払日 令和6年1月9日

支出額 264円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

照会への回答に係る手数料の請求書を受理した際は、照会管理簿に記載し、担当者の

上司等複数人による点検を定期又は随時に行い、処理状況の確認を徹底することで支払遅延の防止を図る。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

イ 財産

(ア) 財産の現況把握が十分でないため、現況と台帳の記載内容が相違するもの

## 22 その他委員会等（監査対象 3機関）

| 対象機関     | 実施方法 | 監査年月日    | 担当監査委員 |       |
|----------|------|----------|--------|-------|
| 監査委員事務局  | 実地   | 令和7年9月2日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 人事委員会事務局 | 実地   | 令和7年9月1日 | 小松委員   | 海老名委員 |
| 労働委員会事務局 | 実地   | 令和7年9月1日 | 小松委員   | 海老名委員 |

<指摘・注意事項なし>